

規制改革・民間開放推進会議 官業民間開放WG ヒアリング調査票

[所管省庁名：農林水産省]

【事務・事業名】		農薬の登録
1. 根拠法令	農薬取締法第2条、第6条の2	
2. 実施主体	国、独立行政法人農薬検査所	
3. 従事者数	農薬対策室(14名)、農薬検査所(62名)	
4. 予算額	8億円(農薬検査所運営費交付金の内数)	[平成18年度]
5. 事務・事業の内容	農薬の品質の適正化及びその安全性の確保を図るため、農薬の製造者又は輸入者の申請を受け、農薬の登録を行う。	
6. 民間開放の状況	<p>○農薬検査所の中期計画において、以下の業務について、アウトソーシングを推進しているところ。</p> <ul style="list-style-type: none"> ①試薬の調製作業等 ②外国文献の翻訳 ③アンケート調査票の発送及び回答の集計作業 ④ホームページ及び検索システムの運営管理 <p>○このうち、「試薬の調整作業」については既に実施済みであり、「アンケート調査票の発送及び回答の集計作業」については、見込み価格が折り合わず、現在再検討を行っているところ。</p>	
7. 当該事務事業を廃止した場合の影響	農薬については、一般に毒性が強く、一定量を超えて農産物に残留した場合には、消費者が摂取することで、人の健康に大きな影響を及ぼすおそれがある。このため、当該事務事業については、平成14・15年の農薬取締法の改正、平成15年の食品衛生法の改正に基づくポジティブリスト制度の導入等により既に大幅に強化してきたところである。しかし、農薬の安全性については、国民の不安感が依然として非常に高く、消費者・食品事業者からは一層厳格な対応が求められているところである。	
8. 更なる民間開放についての見解	<p>○農薬の登録にかかる検査に関し、(独)農薬検査所のように作物学、育種学、化学、薬学等の幅広い専門分野の知見を有する職員が各々の科学的知見と蓄積された経験に基づいて検証を行える機関は民間には存在しないことから、当該業務については、独立行政法人において引き続き実施する必要がある。また、国際的に見ても、農薬の登録に係る検査業務については、公的機関において実施されている。</p> <p>○(独)農薬検査所においては、中期計画において、アウトソーシングする方が効率的な業務について、検査検定3法人合同の「業務運営改善委員会(仮称)」による検討を行うこととしている。</p>	
9. 個別の質問項目	<p>①農薬の登録に関する一連の事務の流れ、要する期間について教示願いたい。この流れの中で、どのタイミングでいかなる政策判断等がなされ、それに基づきいかなる事務が発生するか、どの程度の事務量となるかも併せてご教示願いたい。</p> <p>◆登録に関する事務については、別紙のとおり。登録に要する期間は、平成17年度に登録された農薬では平均約23ヶ月程度である。農薬の登録に際しては、科学的な知見を踏まえ、人畜・環境への影響、農薬としての有効性、使用される農作物の種類等を勘案して、それぞれの農薬と作物の組合せについて登録の可否の決定や使用基準などを定める等の政策判断を行っているところである。</p> <p>②農薬登録に要する検査及び試験において、民間施設(ほ場を含む)の利用を阻害している法令の有無、ある程度はその具体的な内容及び当該制限の存在の合理的な説明について、教示願いたい。</p> <p>◆農薬の登録検査は、(独)農薬検査所により行うこととされている(農薬取締法第2条第3項)。登録申請のために提出する試験成績については、信頼性を確保する観点から、薬効、薬害、作物残留に関しては、都道府県の農業試験場等の公的機関において試験を行うこととなっている(平成12年農林水産省農産園芸局長通知)。</p>	

規制改革・民間開放推進会議 官業民間開放WG ヒアリング調査票

[所管省庁名：農林水産省]

【事務・事業名】	農薬の登録
	<p>③農薬の登録基準と登録業務を切り離した場合、具体的にどのような支障が生じるか教示願いたい。</p> <p>◆農薬の登録基準は、食品安全委員会、厚生労働省及び環境省における検討結果を踏まえ、農林水産省が決定し、登録業務(登録検査業務)は(独)農薬検査所が一元的に行っており、これらは切り離されている。農薬は、一般に毒性が強く、一定量を超えて農産物に残留した場合には、消費者が摂取することで、人の健康に大きな影響を及ぼすおそれがあることから、農薬の安全な使用の確保は、国が果たすべき役割として確実かつ適切に実施される必要がある。なお、国際的に見ても、農薬の登録に係る検査業務については、公的機関において実施されている。</p>
	<p>④諸外国では農薬登録はどの主体が行っているのかについて教示願いたい。また、諸外国の農薬登録の検査及び試験においては必要とされていないもので、日本の農薬登録では必要としているものはあるか、ある場合はその具体的な内容及び必要性の合理的な理由について、教示願いたい。さらに、諸外国の農薬登録において、民間への業務のアウトソーシングが行われていないかについて教示願いたい。</p> <p>◆欧米諸国等では農薬登録及び検査業務を国立の機関もしくは独立行政法人で行っている(例:米国においては環境保護庁農薬プログラム局、英国においては環境・食料・農村地域省農薬安全局)。農薬登録に必要な試験項目については、OECDにおいて定められた基準と概ね調和が図られている。その中で各国とも気象条件・風土条件に合わせて実施している。諸外国の農薬登録において、登録業務の主要な部分については、アウトソーシングを行っているものはない。</p>
	<p>⑤農薬の有効期間について、有効期間をなくした場合、具体的にどのような支障が生じるか教示願いたい。</p> <p>◆農薬の安全性を担保するため、登録更新時には、例えば、急性神経毒性試験を追加するなど、新たな科学的知見に基づいた追加データの提出を求め、当該データの評価に基づき残留基準・使用基準を見直し、登録の可否を判定することが必要であるが、農薬の有効期間をなくした場合には、このような新しいデータに基づく見直し・再評価を行うことが困難となる。</p>
	<p>⑥農薬登録に至るまでの期間短縮の可否、不可であればその理由について教示願いたい。</p> <p>◆登録期間の短縮を図るため、(独)農薬検査所の中期計画において短縮目標(前中期目標において目標とした検査期間(11.6ヶ月)をこの中期目標期間中に更に5%程度短縮)を立てて実施することとしている。</p>
	<p>⑦適用病害虫の範囲拡大の可否、不可であればその理由について教示願いたい。</p> <p>◆適用病害虫の適用拡大は行っている。</p>